

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マリ	第三次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とマリ 共和国政府との間の交換公文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設のために必要な生産物及び 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	809,000千円 H19.3.31まで	H18.6.22 ダカール (セネガル で) (同日)	日本側 中島明在マリ大使 (セネガルにて兼轄) マリ側 シジ・ライコ・トリ ラオレ在セネガル マリ 大使	H18.7.10 402号
マリ	食糧援助に関する日本国政府と マリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	290,000千円 H19.11.16まで	H18.11.17 ダカール (セネガル で) (同日)	日本側 中島明在マリ大使 (セネガルにて兼轄) マリ側 ヨロ・ジャロ在セ ネガル マリ臨時代理大 使	H18.11.30 642号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。